

## 「リーガルサポート あいち」です

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lsaichi/>」

## 秋期集中研修のお知らせ

リーガルサポート 検索

今年のテーマは「市民後見人」。第2講からの講演は申込不要・参加無料ですので、是非ともご参加下さい。第2講から第4講のうち、ご興味のあるテーマのみの参加でもOKです。

日時：平成25年10月19日(土) 12:30から17:30まで

受付開始 12時00分より

場所 愛知県司法書士会 2階大会議室 (名古屋市熱田区新尾頭一丁目12-3)

第2講 12:30~14:00 (予定)

市民後見人とリーガルサポート～社会で支える成年後見制度～ (仮称)

LS理事長 松井 秀樹

第3講 14:15~15:45 (予定)

市民後見人養成活動の実践～支部一丸での現場活動報告～ (仮称)

LS鹿児島支部

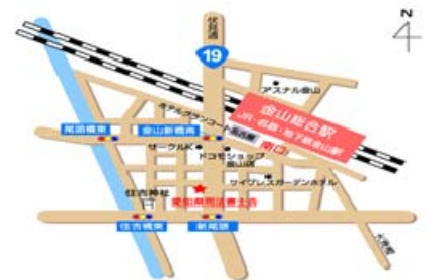
第4講 16:00~17:30 (予定)

専門職後見人コーディネート構想～地域で活躍する専門職後見人に向けて～ (仮称)

NPO法人 尾張東部成年後見センター センター長

※第1講はリーガルサポート会員のみ受講可能な内部研修としております。

駐車場がありませんので、近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用ください。



4

## 講師・相談員の派遣を行なっています

成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

研修、相談の内容は、法定後見、任意後見のほか、その周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたっても結構です。講師・相談員の派遣のご要望、その他ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。

講師・相談員の派遣費用については原則的には有料です。

※場合により無料にて派遣させていただくこともできますのでご相談ください。

尚、無料派遣のご依頼が年度の予算枠を超えた場合には、無料でのご依頼に応じられない場合がございます。



# 無料電話相談も行っています

成年後見に関する電話相談です。お気軽にお電話ください。

受付電話にお電話いただきますと担当司法書士から折り返しお電話をいたします。折り返しお電話をするまでに多少のお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

※電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容についてお答えできない場合もございます。

詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介をいたします。（個別相談は有料となります。）

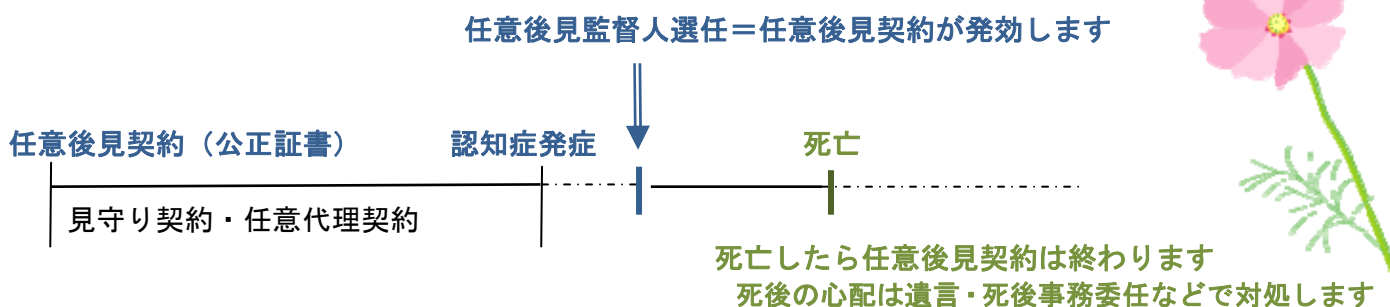
電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）  
午前10時から午後3時まで  
受付電話番号 052-683-6696  
（リーガルサポートあいち 事務局）

## 司法書士後見人の事件簿 任意後見制度・ライフプランってなに？

その2

後見制度には法定後見のほか、任意後見制度があり、任意後見制度には、その使い方に応じて、「将来型」、「即効型」、「移行型」などといわれるものがあります。

任意後見はおおよそ以下のようなイメージです。



こんな場合につかわれます。

**将来型**…今は元気。将来判断能力が低下したら支援がほしい。

任意後見契約を締結し、認知症などが発症し判断能力が不十分になったとき、任意後見監督人を選任することにより任意後見が発効します。

お元気なうちは見守り契約で心身の状態を見守ることもできます。

**即効型**…なんだか物忘れが激しい。今すぐ支援をお願いした方がいいのかしら。

任意後見契約を締結後、直ちに任意後見監督人の選任申立をして任意後見契約を発効させるものです。契約を締結するのに十分な判断能力（契約能力）がなくなっていると判断されれば利用することは出来ません。

**移行型**…判断能力が低下する前から、何か支援を受けることは出来ないかしら。

判断能力があるうちは任意代理契約により任意後見受任者が財産管理を行い、判断能力が不十分になったときに任意後見契約を発効させ任意後見に移行します。

ご相談を受けてご説明申し上げる際に「任意後見はよくわからない」というお話を聞きます。任意後見制度は、本人の自己決定権を尊重した制度です。ですから、じっくり考えて決めてゆけばよいと思います。私たちも一緒に考えるお手伝いが出来れば幸いです。

今回はライフプランのお話です。